

# 中国湖北省一農村の異姓養子の 帰宗現象について

秦 兆 雄

## 一 問題意識

本稿は中国湖北省一農村における異姓養子達の帰宗現象に焦点を当て、解放後に起きた宗族の変化について再検討するものである。

異姓養子とは、娘と結婚させるために取った婿養子、寡婦と結婚させるために迎えた後夫、父系を継ぎ財産を相続させるために取った養子というような宗族外から来た男性のことである。彼らは普通、岳父または養父との契約により養子になる際に改姓改名する場合が多く、岳父または養父の息子のような役割を果たさなければならないとされている。しかし、一部の異姓養子はそのような契約を破って復姓し、しかも妻子を連れて実家に戻る行為がしばしば見られる。このような社会行為を帰宗現象という。

大陸と台湾の農村地域の異姓養子については既に多くの研究（福武，1946。仁井田，1951。林，1949。Hsu,1967; Watson 1975; Wolf & Huang 1980. etc.）が行なわれてきた。しかし、異姓養子が契約を破って復姓し、または帰宗する事例研究は断片的にしか見られない（M.Wolf,1972:194-196. 松園，1973：68）。本稿は帰宗現象に関する具体的な資料を提出し、異姓養子の帰宗現象及びそれを引き起こす社会的、文化的なメカニズムを究明する。

## 二 調査地の概況：家族、宗族及び異姓養子

調査地・李家湾<sup>①</sup>は、湖北省（図1）風水県先進鎮團結村に属し、主に農業

を生業とする一自然集落である。そこは省都・武漢市から西北へ約140キロ離れているが、武漢への自動車幹線道路と約0.6キロの村道で繋がっており、その交差点の集落側では1983年から煉瓦工場が建設されて以来、郷鎮企業が急速に発展し、出稼ぎ者も次第に増えてきた。

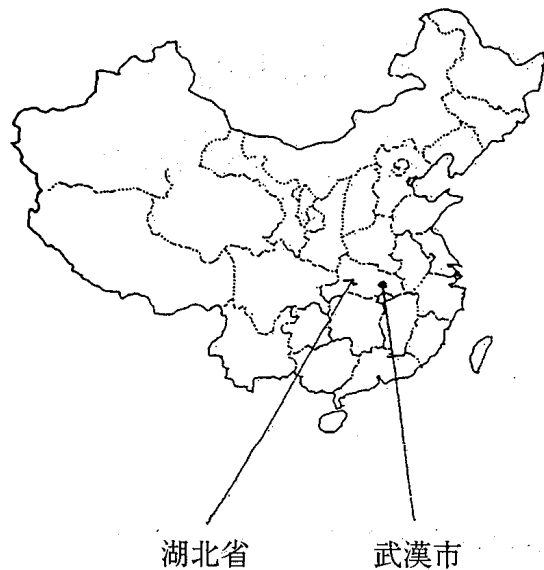


図1 湖北省の位置

聞き取り調査によると、2002年4月現在、李家湾には129世帯、459人がいる。その内、99世帯(76.7%)、

360人(78.4%)が李姓である。20世帯(15.5%)、66人(14.4%)は張姓である。李姓と張姓以外には、銭姓が5世帯(3.9%)16人(3.5%)、王姓が4世帯(3.1%)と13人(2.8%)、夏姓が1世帯(0.8%)4人(0.9%)である。但し、4世帯の王姓は系譜関係が全くない二つの直系家族から最近「分家」したもので、それぞれ王姓a、王姓bと表記する。姓と宗族別に分類すると、次の表1になる。以下ではそれぞれの由来を見ることにする。

表1で分かるように、李姓が約8割を占めており、残りは主に張姓である。しかし、この集落の歴史を見ると、李姓が最初から優勢であったわけではなかったし、集落名も李家湾ではなかった。明朝(1368-1644)初期に皇帝の

表1 李家湾の姓・宗族、世帯、人口及び由来

| 姓 別  | 世 帯       | 人 口        | 移住時期 | 移住理由 |
|------|-----------|------------|------|------|
| 李 姓  | 99(76.7%) | 360(78.4%) | 明朝初期 | 移民政策 |
| 張 姓  | 20(15.5%) | 66(14.4%)  | 明朝初期 | 上門女婿 |
| 銭 姓  | 5 (3.9%)  | 16 (3.5%)  | 1970 | 移民政策 |
| 王姓 a | 2 (1.6%)  | 6 (1.3%)   | 1924 | 年限女婿 |
| 王姓 b | 2 (1.6%)  | 7 (1.5%)   | 1947 | 上門女婿 |
| 夏 姓  | 1 (0.8%)  | 4 (0.9%)   | 1974 | 帰宗   |

政策より江西省から移住してきた張懷遠は妻子と共に、初めて現在の地・雨来山に辿り着き、その南麓に南向きの家を建て、水稻農業の生産活動を営んでいた。後に人口が増え、張家関と呼ばれる集落が形成されていた。

一方、李姓の始祖・敬明も1370年に江西省から張家関の西北約5キロ離れている場所に移住してきた。後に、李敬明の長男、次男及び三男の3人の息子はそれぞれ大房、二房、三房と呼ばれ、各々の子孫は東湾、西湾、三節湾という集落を形成した。三つの集落は隣り合い、全て李姓なので、李家関とも呼ばれる。およそ百年後に、三房の曾孫である李新星（李敬明を初代に数えると第5代目に当る男子）が、張家関のある裕福な張姓の「上門女婿（婿養子）」になり、「改名換姓」の原則に従って張姓を名乗ってから、その家の長女と結婚した。「改名換姓」とは父から受け継いだ姓名を捨て、岳父の姓と、妻と同じ輩行を表す文字を組み合わせて新しい姓名を付ける改姓改名である。当初この直系家族は比較的円満であったが、後に李新星と岳父との関係が悪くなり、彼は妻子を連れ独立して生活した。この時、李新星は妻の両親から、張家関の東部にある水田を30畝もらって集落北部に家を建てた。しかも、彼は岳父の死後、自分の姓だけではなく、子供達の姓も張から李にした。こうして李姓は張家関で張姓の人々と少し離れて住むようになった。

しかし、その後年月が経つにつれて、李姓の人口は順調に増え、大いに繁栄した。彼らは集落周辺の荒地を次々開拓しただけではなく、張姓が所有する農地の買収も行った結果、集落の東と北の側にある多くの土地は全て李姓のものになった。他方、張姓は土地のみならず人口も次第に減少するなど宗族の衰退が見られた<sup>②</sup>。その結果、李姓と張姓はそれぞれ李家湾と張家関と呼ばれる二つの集落を形成した。

ところが、20世紀初頭に李姓と張姓は山賊と戦乱から安全を守るために、周りの村人の協力を得て2つの集落を囲む一つの城壁を作ったので、二つの集落は一つの閉鎖的なまとまりになった。また李姓の人口が張姓より圧倒的に優位であったため、それは外部の人々から李家湾と呼ばれるようになった。

現在、李姓は第20代目まで繁栄し、李家関でも李家湾でも強大な宗族としてよく知られている。解放前は李家関に祠堂以外に、100畝の会田と呼ばれる共有土地をもっていたが、その内部はフリードマン（Freedman, 1958; 1966）が指摘したように、房や「自己屋的」及び「弟兄夥的」と呼ばれる様々なレベルの分派に非対称的に分化される傾向が見られる<sup>③</sup>。しかし、村人は他の宗族と対抗し、競争する為には宗族全体は団結する必要があると強く意識している。祠堂と族田及び祭祀儀礼は宗族全体を統合し、その連帯意識を高めるような機能を果たしているが、族譜に明記された輩行制度と族規も極めて重要である。李姓の輩行は「日有典常，保守克光，兆啓進習，奉以為章」という漢詩で規定されて、同じ世代に属する男女が普通はその中の一文字を使って命名する規則になっている。

族規は不孝や倫理道德の違反及び政府への食糧納入の拒否を禁ずるなど、16条に定められていた。16条には異姓から上門女婿や養子を取ることに関する箇条はないが、族譜の前書きにはそのような異姓男性を記録する場合には、義子という注を付け加えて実子から区別すべきだが、同時に彼らを差別してはいけないという規定が書かれていた。族規は族内の日常生活の殆どあらゆる側面に関連しており、実際にも法的な効力を持ち、族内成員の行為規範を厳しく規定し、社会秩序を維持していた。

他方、張姓の場合、解放前は5世帯、22人だけだったので、内部の分化が殆ど見られなかった。祠堂以外に4.4畝だけの会田があった。族譜は2冊あり、輩行は「必以其道，西東和樂，高華榮顯，立功俊傑」という漢詩に定められている。

しかし、土地改革時期に李姓と張姓は会田のような共同財産が政府に没収され、貧しい世帯に再分配され、祠堂はそれぞれ倉庫と小学校に改装されていた。文化大革命時期になると、族譜も処分の対象になった。張姓の族譜は墓地に長く埋め隠されていたため、腐敗していた。李姓の族譜は数冊の總譜と支譜が没収され、焼き払われたが、二房のある老人は一冊の支譜を隠すこ

とが出来た。筆者がそのコピーを入手した。

但し、族譜の有無と関係なく、字輩詩は常に皆に暗唱され、系譜関係が互いに認識されている。実際、村人は互いに親族名称で呼び合い、宗族を意識している。

この地域の集落は通常宗族ごとに形成されているが、李家湾では以上のような歴史的な経緯により、二つの宗族が隣り合っているわけである。但し、中に入って見ると、居住地や墓地などが、各々の宗族ごとに明確に区分されている。1974年冬に城壁は農地に開墾されたが、張姓の居住地は依然として内部の人々から張家関と呼ばれ、李家湾から区別されている。

表1のように、李姓と張姓以外に、少数の雑姓がある。銭姓は1970年湖北省西部山地・房県で「丹江水庫」と呼ばれる大きなダムが建設される際に、国家の移民政策に従って、その地域から李家湾に移住してきた一つの直系家族であった。後に、次男と長男の3人息子が結婚して、次々と「分家」したので、現在5つの核家族になったのである。

また、王姓aの祖父と王姓bの父親は、それぞれ「年限女婿」と「上門女婿」として他の集落から李家湾に入村した。年限女婿とは病弱な岳父母またはその幼い息子を扶養するために妻家に住み、その役割を果たした後、妻子を連れて実家に帰る異姓の婿養子で、上門女婿と異なり、改姓する必要は全くない。二つの王姓は次節で述べるように、いずれも解放後の国家政策の恩恵を受けて王姓として居住権を獲得した。

夏姓は第四節で述べるように、再婚した母親の元から実父の李家湾に戻っている。夏は義理の父の姓であるが、当事者は現在李姓も同時に名乗っている。

なお、李姓の寡婦と結婚し、「坐椅子」と呼ばれる黄姓の後夫1人(表4—⑤)と、張姓の娘と結婚した包姓の「上門女婿」1人(表3—⑮)がいる。黄姓も包姓も後述のように、いずれも解放後の国家政策の恩恵を受けて都市戸籍者になり、李家湾以外の場所で働き、妻が家長として家を代表しているため、村人はこの2人を李家湾の正式な成員として考えていない。このため、

表2 1945年から2002年までの既婚者（140人、死亡者と離村者含）一覧表

| 既婚者  | 李家湾 | 入村 | 出村 | 合計          | 死亡者 |
|------|-----|----|----|-------------|-----|
| 嫁娶婚者 | 103 | 2  | 3  | 108 (77.1%) | 17  |
| 上門女婿 | 2   | 8  | 5  | 15 (10.7%)  | 3   |
| 坐椅子  | 0   | 5  | 3  | 8 (5.7%)    | 4   |
| 過継子  | 4   | 0  | 0  | 4 (2.9%)    | 0   |
| 養子   | 0   | 2  | 0  | 2 (1.4%)    | 1   |
| 年限女婿 | 0   | 1  | 1  | 2 (1.4%)    | 1   |

彼らを表1には入れていない。

また、李家湾には既に李姓に改姓した一人の養子である陳再新と、出身村から李家湾の岳父を頼って煉瓦工場の近くに住んでいる楊発財という元養子がいる。但し、村人は楊発財を単なる出稼ぎ民としか見なしていない。

以上のように、李家湾には年限女婿、上門女婿、坐椅子、養子という多様な異姓養子及び彼らの子孫がいる。注目すべきは族内から取った同姓養子・過継子よりも、むしろ異姓養子が多いという点である。例えば、聞き取りによると、李家湾には1945年から2002年までの57年間に、死亡者も含めて140人の既婚男子の中で、108（77.1%）人は実父の系譜を継ぐ嫁娶婚（夫方居住婚）で嫁を迎えたが、残りの32人の中で、上門女婿は15（10.7%）人、坐椅子は8（5.7%）人、過継子は4（2.9%）人、養子は2人（1.4%）、年限女婿は2人（1.4%）である（表2参照）。即ち、この57年間に養子の中で族内の過継子よりも、むしろ異姓養子である上門女婿、「坐椅子」、養子及び年限女婿の方が圧倒的に多い。

しかし、このような異姓養子は解放後復姓したり、妻子を連れて帰宗する行為がよく見られる。まず、上門女婿と年限女婿の状況を考察してみよう。

### 三 上門女婿と年限女婿の復姓と帰宗

表3の通り、15人の上門女婿の中で、入村したのは8人、村を出たのは5

人、村内は2人である。また、15人は結婚した時、改姓したのは13人で、全体の約86.7%を占める。残りの2人は張飛（表3—⑦）と袁五明（表3—⑧）であるが、以下の事情による。

張飛は1977年に新疆ウイグル自治区に生まれ、1996年から李家湾の煉瓦工場にやってきた出稼ぎ者である。彼は勤勉さと人柄が村人の評判を得て、今の李姓の家に上門女婿として紹介された。結婚する前に、岳父は張の「改姓換名」を要求したが、張飛は改姓をしたくないが、改名ならよいと返事した。岳父は交渉中に重い病気にかかり、死が目前に迫ったため、仕方なくその妥協案を受け入れたのである。結局、張飛は岳父の子に当る輩行の兆を取って、張兆飛に変更しただけであった。これは李家湾では初めてのことである。

他方、袁五明は4キロほど離れた袁姓の五男として1975年に生まれ、1998年李姓の娘と結婚し、その家の上門女婿になった。岳父によると、彼は以前3キロ離れた単姓の「坐椅子」になったが、前夫の2人の息子を連れて帰宗した。しかし、次男が最近生父の実家に戻ったので、いずれ長男もそうする

表3 上門女婿一覧：計15人、改姓13人、復姓7人、帰宗4人、子供の改姓5世帯

| 出身  | 元姓名 | 兄弟 | 生年   | 上門女婿年 | 改姓名 | 復姓・年       | 子供  | 岳父関係 | 注    |
|-----|-----|----|------|-------|-----|------------|-----|------|------|
| ①入村 | 王德生 | 四男 | 1930 | 1947  | 李克安 | 王克安1972    | 李・王 | 非親戚  |      |
| ②入村 | 王望忠 | 孤児 | 1936 | 1957  | 李光誠 | ・          | 李姓  | 非親戚  |      |
| ③入村 | 陳要生 | 次男 | 1944 | 1965  | 李克貴 | ・          | 無子  | 遠親戚  | 死亡   |
| ④入村 | 謝安邦 | 長男 | 1934 | 1952  | 李光成 | ・          | 李姓  | 非親戚  | 死亡   |
| ⑤入村 | 徐啓厚 | 次男 | 1952 | 1978  | 李常德 | 徐啓厚84帰村    | 李・徐 | 非親戚  |      |
| ⑥入村 | 黄想林 | 三男 | 1959 | 1984  | 李常清 | 黄想林95帰村    | 李・黄 | 非親戚  |      |
| ⑦入村 | 張飛  | 四男 | 1977 | 1998  | 張兆飛 | (妻と出稼ぎ中)   | 李姓  | 新疆   | 出稼ぎ者 |
| ⑧入村 | 袁五明 | 五男 | 1975 | 1998  | 未改姓 | (出稼先恋愛婚)   | 李姓  | 非親戚  |      |
| ⑨出村 | 李光義 | 独子 | 1941 | 1962  | 汪發義 | 李光義1964帰村  | 李姓  | 非親戚  |      |
| ⑩出村 | 李克春 | 三男 | 1942 | 1964  | 張友華 | ・          | 張姓  | 非親戚  |      |
| ⑪出村 | 李兆沙 | 長男 | 1951 | 1976  | 呉伝永 | 李兆永1985    | 呉姓  | 非親戚  |      |
| ⑫出村 | 李克華 | 五男 | 1954 | 1980  | 劉庭発 | 李克華1993帰村  | 劉?李 | 遠親戚  |      |
| ⑬出村 | 黄小平 | 次男 | 1971 | 1998  | 李光平 | ・          | 李姓  | 宗族内  |      |
| ⑭村内 | 李克発 | 四男 | 1932 | 1949  | 張東海 | ・          | 張・李 | 非親戚  |      |
| ⑮村内 | 包水田 | 次男 | 1937 | 1957  | 張先発 | 包水田(59年転職) | 張姓  | 非親戚  |      |

のではと心配し、娘を家に留めたかった。そこで娘が出稼ぎ先で恋愛結婚しようとした時に、婿に自分の家に住まないかと勧め、また前夫の長男への配慮もあって彼に「改名換姓」を求めなかった。婿も実家が貧しいので、その条件を受け入れた。即ち、袁五明は改姓する必要がなかった婿である。彼を除けば、改姓しなかったのは張飛だけになり、14人で計算すれば、改姓する割合は約93%になる。

また、結婚した時、15人の中で李克発（表3—⑭）の子供だけは「長子承祧，次子帰宗（長男は岳父の姓と系譜を継ぎ，次男は贅婿の実家に帰属し，その姓を継ぐ）」方式にしたが，他の14人の子供は全て岳父に帰属し，その姓を名乗ると決められた。

婿の改姓改名は岳父の強い要求である。岳父は上門女婿に対して老後及び幼い子供達の扶養，死後の葬儀と供養及び祖先の祭祀，父系存続などを強く望むので，上門女婿とは擬制的な父子関係を結ばなければならない。婿の改姓改名はその関係を象徴し，維持するための契約である。従って，上門女婿を迎える時に，岳父は宴会を開き，関係者を招き，「祠約」と呼ばれる契約書を作成し，婿の責任と義務を明文化する。

この時に開かれる宴会は嫁娶婚のそれと対照的で，簡素である。普通，岳父も婿も人目を気にしており，婚礼は夕方頃に簡素で静かに行なわれる。この傾向は解放前も解放後も変わらない。

婿が宗族の有力者1人と父系近親者（例えば父の兄弟または従兄弟）1人及び仲人1人という3人に付き添われて，殆ど何も持たずに普段のように岳父の家へ歩いて行く。出発する時も到着する時も，嫁娶婚に見られるような爆竹鳴らしの光景はあまりない。嫁側も宗族内の有力者1人と父系近親者1人及び仲人1人という3人が，岳父の家に招待されている。この両家の3人はそれぞれ婿の家と岳父の家を代表するが，婿と岳父を合わせて，合計8人になり，ちょうど1食卓を囲んで坐る事になる。仲人が女性でなければ，参加者は全て男性である。彼らのご馳走を楽しみながら，既に同意した結婚条



件を再確認し、新たな問題を協議する。宴会が終わってから「祠約」が作成される。その内容は主に上門女婿の地位と責任及び契約遵守義務や、子供の帰属、岳父と花嫁と仲人の姓名及び日付などである。8人が全てこの契約書に署名しなければならないが、花嫁はその必要はない。同じ内容の「祠約」は2枚作成され、それぞれは婿の生父と岳父に保管される。

このように、「祠約」は花婿と花嫁の間で結ばれた結婚の約束ではなく、むしろ花婿の岳父に対する誓約書である。「祠約」に署名すると、婿の社会地位は法的、習慣的に岳父の息子と同じになる。岳父とその家族を含めた周りの人々は彼をその家の息子として認め、婿も岳父母を実の父母と同じように呼び、敬意を払うよう努めなければならない。しかし、これは婿にとって簡単な事ではない。周りの人々も婿も彼の出身を忘れる事はなかなか出来ないし、「婿も岳父の家族も村の中でしばしばあざ笑いの的である」(Cohen, 1976: 34)という事態が起こる。普通彼らは蔭で「外来的(よそ者)」と呼ばれ、他人と喧嘩が起きた時には、「野種」や「雑種」などの粗野な言葉で罵られる。従って、婚後、夫妻の愛情と絆が深まり、子供が生まれ、妻を自分の思うように支配するようになる時期に、上門女婿はこのまま一生契約を守り続けるのか、それとも契約を破って、復姓をしたり、妻子を連れて帰宗するかを考えるようになる。帰宗行為は解放前は普通は岳父の宗族によって阻止されていた。また、土地が私有であり、婿が貧しい実家に帰宗してもメリットがそれ程ないので、帰宗者が少なかったという。

しかし、表3のように、この57年間に12人の上門女婿が改姓したが、その中で、7人(58%)は復姓した。また、その7人の内の4(57%)人は妻と子供を連れて出身の村に戻り、帰宗した。注目すべき点は上門女婿の復姓と帰宗の時期は全て解放後である。例えば、李家湾内の包水田(表3—⑮)は1957年に張姓の上門女婿になり、張先発に改姓改名したが、2年後に人民公社の林業管理事務所に転出した。その身分は農民から都市民に変えられ、仕事の内容が農作業よりずっと軽い。即ち、彼が解放前に貧しかったお陰で、

解放後は雇農という最もよい階級に区分されたばかりか、普通の農民よりずっと恵まれた優遇対象として政府に選ばれた。この社会身分及び職場の変化以後、彼の人生観も変り、張先発を止めて、包水田に復姓した。職場が李家湾から遠く離れているので、彼は週末に家に帰る程度で、村人と顔を合わせる機会が殆どないという社会状況も彼の契約違反行為に有利であったと考えられる。

また、李家湾を出た上門女婿李光義（表3—⑨）などの復姓と帰宗が実現できたのは、いずれも村幹部を務めた兄弟及び従兄弟がいて、父系血縁関係者達を動員して当事者の帰宗と引越しを支援し、それぞれの帰宗の受け入れに力を貸すことができたからである。他の上門女婿の復姓と復姓のプロセスと理由も様々ではあるが、本質的には包水田と李光義の事情とほぼ似ている。

注目すべきは上門女婿の復姓と帰宗に対する妻の反応である。全ての妻は、最初は夫の復姓または帰宗に明確に反対したが、夫に対する愛情と理解が既に深まっていたので、夫の契約違反行為には最善を尽くしてから反対を諦め、それを黙認するしかなかったとしている。例えば李光義によって李家湾に連れて来られた妻は、夫の契約違反行為について「嫁鶏随鶏，嫁狗随狗（鶏に嫁ぐなら鶏に，犬に嫁ぐなら犬に従う）なので，仕方がない」と筆者に語った。即ち，「贅婚における妻は……婚前は両親に，婚後は夫に従わなければならない」（M.Wolf, 1972 : 195-19）という儒教倫理を身につけているので，父の娘としては夫の行為に反対しているが，妻としては夫に理解を示している。

ところで、改姓した12人の上門女婿の内、5人は復姓していないが、彼らの状況は以下の通りである。まず、入村した3人のうち、王望忠は1936年に1人息子として生まれたが、5才頃に父が戦争に巻き込まれて殺され、そのショックを受けた母はまもなく病死した。孤児になった彼は乞食の生活を送ったが、解放後は政府が経営するある運送会社の社員になった。1957年に李家湾出身の、年配の同僚の紹介で、同僚と同じ李姓家族の上門女婿になり、李

光誠へ改姓改名した。彼は自分の出身と父母及び宗族などがよく分かっているが、復姓し、帰宗しようと考えた事はない。妻を含めた村人の説明によると、その理由が出身宗族には彼をサポートする近親者がいないことと、彼が他の復姓と帰宗者と異なり、自己主張をあまりしない性格の持ち主だという二点にある。また、陳要生は1965年遠い親戚に当る李姓の上門女婿になり、李克貴に改姓改名したが、1998年に死亡するまで、復姓と帰宗をしなかった。彼の出身家族が解放後貧農に区分されたが、権力を握る程の幹部にはならなかった。しかし岳父が解放後雇農に区分され、農民協会の役人に任命されるほど権力を握ったので、彼は周りから差別を受けなかったばかりではなく、むしろ「革命の後継者」として村幹部に任命されるほど岳父から色々な便宜を図ってもらった。陳要生が結婚した時の契約を守りつづけたのはこういったことが主な原因ではないかと村人は考えている。

謝安邦は1952年全く関係のない李姓の上門女婿になり、李光成に改姓改名した。息子が生まれた翌年の1954年に死亡したので、事情は特殊である。

他方、出村した上門女婿李克春（表3—⑩）は1964年張姓の上門女婿になったが、そのまま留まり、復姓も帰宗もしていない。その原因について、本人は岳父の財産を一人で相続し、現在の経済と社会状況も実家にいる兄弟達に比べてよくて、不自由さを特に感じないので復姓し帰宗する必要はないと説明している。ところが、元生産隊長である長男の兄は筆者の問いかけに対して、「彼を実家に連れ戻そうとしたが、本人がそれに応じなかった。李克春は腰抜けで男らしくない」と強く非難した。

また、上述した李克発が1949年張姓の上門女婿になり、張東海へ改姓改名した。現在彼は復姓していないが、調査期間に帰宗の動きを次の事例から伺わせた。1991年2月に張東海の妻が死亡した。伝統的な宗族の規則に従うならば、死者は張姓の墓地に埋葬されるべきである。しかし、葬式の前日に張東海の長男は張姓の元族長張東信の所にやって来て、「母が、父母の墓地に埋葬してほしいという遺言を残したが、どうしたらよいか分からない」と張

東信に意見を求めた。それに対して張東信はすぐ「その遺言に従えばいい」と答えた。これで張東海の長男は張東信の認可を得たと死者の関係者達に説明して、母親を父親の母の墓地、即ち李姓の墓地に埋葬した。

この異常な行為について、張東信は次のように説明してくれた。「張東海の妻を李姓の墓地に埋葬するのは死者本人の意思ではなく、明らかに張東海の意思である。彼は死後自分を李姓の墓地に埋葬して欲しいと思っているので、死んだ妻を李姓の墓地に埋葬することにした。そうすれば、彼が死後李姓の墓地に埋葬されることは不自然ではなくなる。彼の長男は明らかに彼の意思をよく知っており、私のところに意見を聞きに来たのは名目的な行為である。伝統的な宗族組織が破壊され、宗族意識が公式的に否定された現在、しかも強大な李姓の前で、私がそれに反対してもしなくても結果は同じである。むしろ反対しない方が互いに都合の良いことだ。従って、私はそのような態度を取ったわけである。当然のことであるが、私は怒っている。でも、仕方がないことだ」と。また、死後どこに埋葬されたいのかと張東海に聞くと、「それは息子達に任せる」と答え、自分の態度を明確に示さなかった。実際、張東海には四人の息子がおり、上述のように、結婚時に結んだ「祠約」に従って、上の二人の息子は李姓に下の二人の息子は張姓にしたが、最近全て李姓にした。この事実は張東信の説明を裏付けていると思われる。また、張東海の妻は張東信と同じ「房」に属していると認識されてはいるが、その系譜関係がかなり遠いし、彼女に近い父系親族がないので、この家族は張姓の中で社会的な地位が比較的低い。従って、張東海は弱小な張姓から強大な李姓に復帰する準備を着々と進めているという事ができる。

このように、改姓した5人の上門女婿は復姓し帰宗することはしていない。それは主に個人の性格や岳父の家の社会的、政治的、経済的な状況及び病死などの事情によるものであるが、中には張東海のように自分の子供を通して、復姓と帰宗の願望を果たそうとしている者もいる。

ところで、2人の年限女婿の内、2節に述べた王姓aの祖父は、李家湾か

ら6キロほど離れた集落で1924年に生れ、家が非常に貧しかったため、1948年にある李姓の長女と結婚した年限女婿であった。岳父の当時3才の一人息子が成人するまで見守るという条件が、その家に婿として滞在する年限であった。しかし、彼は1950年の土地改革で、貧農として土地と家屋などを無償で与えられ、李家湾で住む権利も手に入れるようになった。当事者は1960年に既に死亡したが、一人息子と一人孫はそれぞれの核家族を持っている。もう一人の年限女婿は1959年に生まれた李姓の男性で、1981年に隣の集落・張大湾の張姓の婿になり、その家の長女と結婚した。彼は結婚する際に姓名を変える必要はなく、1990年に妻の弟が成人したので、妻子を連れて李家湾に戻ってきた。土地公有なので、彼には実家からではなく、村から土地を分配されていた。

#### 四 「坐椅子」の帰宗

普通前夫の子、特に息子がいれば、「坐椅子」は改姓改名の必要性はないが、前夫の息子がいない場合は、「坐椅子」はその家系を継ぎ、「改名換姓」しなければならない。この57年間に改姓改名した「坐椅子」は一人だけである（表4—③）。

「坐椅子」の生家は非常に貧しくて本人の結婚条件は上門女婿よりもっと悪いので、上門女婿に比べれば、彼らの結婚式はもっと簡素であり、社会地位もさらに低い。特に、前夫の息子がいる場合は、家の中でお手伝いの存在である。例えば、冠婚葬祭の時には雑用係りである。この点について「県志」にも明確な記述がある。

表4から分かるように、入村した男性は5人、出村した男性は3人、合計8人である。入村した5人のうち、3人は既に解放前後に李家湾で死亡しており、残りの2人張国発（表4—④）と黄明生（表4—⑤）はまだ生きており李家湾に留まっている。但し、張国発は張姓の未亡人になった娘と結婚し

たが、遠く離れた、義理の父と全く異なる宗族からやってきた「坐椅子」で、改姓する必要はなかった。黄明生だけは改姓も帰宗もしていないが、前節の包氏と同様、解放前に貧しかったお陰で、解放後は都市民として運送会社で働き、普通の農民より優遇対象になった。

表4 「坐椅子」一覧表

| 出身  | 元姓名 | 兄弟 | 生年   | 結婚年  | 改姓  | 注         | 子 供              |
|-----|-----|----|------|------|-----|-----------|------------------|
| ①入村 | 鮑元里 | 長男 | 1904 | 1953 |     | 作男死亡      | 鮑姓               |
| ②入村 | 張明星 | 三男 | 1920 | 1945 |     | 死亡        | 張姓               |
| ③入村 | 徐徳河 | 独子 | 1924 | 1954 | 李光才 | 死亡        | 徐姓・帰宗            |
| ④入村 | 張国発 | 独子 | 1928 | 1955 |     | 妻と同姓      | 張姓               |
| ⑤入村 | 黄明生 | 四男 | 1933 | 1960 |     | 作男        | 黄姓・表3—⑬          |
| ⑥出村 | 李克定 | 次男 | 1926 | 1949 |     | 1966帰宗・死亡 | 前夫の息子<br>帰宗・表5—④ |
| ⑦出村 | 李克援 | 三男 | 1931 | 1950 |     | 1972帰村・死亡 | 前夫の息子<br>帰宗・表5—⑤ |
| ⑧出村 | 李克五 | 次男 | 1940 | 1961 |     | 1962帰村    | 前夫の息子<br>帰宗・表5—⑥ |

しかし、村を出た3人、即ち李克定（表4—⑥）と李克援（表4—⑦）と李克五（表4—⑧）はいずれも妻子を連れて、李家湾に戻り帰宗した。彼らの実家はいずれも解放前は貧しかったが、解放後は「よい階級」に区分され、彼らの帰宗を支援できる立場に変わった。但し、これらの「坐椅子」の帰宗行為は、同時に彼らの前夫の子供達に影響を与えた。例えば、李克定と李克援の前夫の一人息子及び李克五の前夫の長男は、大人になってから父の宗族に戻った（表5—④と⑤と⑥を参照）。なお、前述したように、李克五の前夫の次男も実の父の宗族に戻るのではないかと心配したので、娘と恋愛した婿を自分の家に迎えたわけである。また、入村した「坐椅子」徐徳河（表4—③）の息子徐兆発（表5—③）は2年ほど前に父の実家に帰宗した。

以上の4人の前夫の息子以外に、大人になってから自分の父の出身宗族を捜して、李家湾に戻ってきた2人の男性、李典星（表5—①）と夏光田（表5—②）がいる。李典星の父は1920年代李家湾を出て、作男として転々とし、

表5 帰宗した男性一覧表

| 移住  | 姓名    | 生年   | 出身地 | 時期   | 帰宗理由               |
|-----|-------|------|-----|------|--------------------|
| ①入村 | 李典星   | 1932 | 隣の県 | 1951 | 作男父の出身地が分かり，土地改革利用 |
| ②入村 | 李・夏光田 | 1953 | 李家湾 | 1974 | 実父の死が判明。李成林の姓名も保留  |
| ③離村 | 李・徐兆発 | 1958 | 李家湾 | 2000 | 義父・表4—③が死亡，父の実家へ戻る |
| ④離村 | 李・劉義水 | 1947 | 熬家湾 | 1987 | 義父・表4—⑥が死亡，父の実家へ戻る |
| ⑤離村 | 李・孫木星 | 1952 | 熬家湾 | 1983 | 義父・表4—⑦が死亡，父の実家へ戻る |
| ⑥離村 | 李・鄧祥中 | 1961 | 鄧家湾 | 1995 | 義父・表4—⑧と村人のトラブル    |

隣の県に逃れた。土地改革の時に、父が既に死亡していたが、李典星は当時の国家政策を利用して李家湾に戻り、雇農という最高の階級に区分され、農民協会の役人に選ばれた。夏光田の場合、1953年李家湾の李姓の息子として生れたが、生後1か月で父が病死した。母がまもなく町の運送会社で働いている夏姓の男性と再婚したので、赤ん坊の彼も夏姓を名乗った。彼はこの経緯を母からも夏姓の父からも教えられていなかった。しかし1973年、20才頃になってその経緯を回りの人から偶然聞き、ショックを受けた彼は密かに事実を確かめた後、生父の従兄弟から協力を得て、翌1974年に李家湾に戻った。それと同時に彼は李姓に復帰したが、母がまだ生きているし、その家族と良好な関係を保ちたいので、夏姓も同時に保留している。彼がそのまま運送会社で働いており、日常生活の中で村人と顔を合わせる機会が少ないことが、二つの姓を同時に保持する事を可能にしている。

## 五 養子の帰宗

帰宗現象は養子の間にも同様に見られる。この57年間には2人の養子が入村した。2人が張書文と陳再新だが、いずれも改姓改名した（表6参照）。

張書文は舅父（母の兄）の養子になり、李克文に改姓改名したが、死ぬまでその役割を果たした。克文が復姓と帰宗の行動を取らなかった理由について、村人は次のように説明している。李克文は隣の張大湾のある張姓の長男とし

表6 養子一覧表

| 元姓名  | 兄弟 | 生年   | 入村年  | 改姓名 | 養父との関係    |
|------|----|------|------|-----|-----------|
| ①張書文 | 長男 | 1920 | 1932 | 李克文 | 母の兄       |
| ②陳再新 | 六男 | 1968 | 1977 | 李光新 | 父の弟（表3—③） |

て生まれたが、大変貧しかったので8才の時に李家湾の舅父の養子になった。舅父は共産党軍の兵士として戦死したので、彼は土地改革時期に革命の後継者として工作組に信頼され、貧農に区分され、しかも貧農協会の会長、しかも翌年に党支部書記に指名された。成功した彼は「錦を飾って、故郷に戻り」たかったが、そうすれば宗族組織を破壊し、宗族意識を批判する党の政策に逆らうことになり、党から追放され、手に入れた権力と富と名誉を全て失う事になるので、復姓と帰宗の気持ちを抑えつづけたようだ。しかし、彼は決して自分の出身と宗族を忘れた事はなく、常に権力を利用して、出身宗族に便宜を図っていたと指摘されている。例えば、土地改革時期に、政策に従えば、地主の土地の没収と再分配は集落単位で行なわれるべきであったが、彼は張大湾の有力者達が望んでいたように、張大湾に近い李家湾のある李姓地主の水田20畝を没収して張大湾の貧しい世帯に分配した。これは明らかに李克文が出身宗族に忠誠心を持ち、与えられた国家権力を使って便宜を図ったと言える。

ところで、陳再新は李姓の「上門女婿」になった陳要生（表3—③）の養子であるが、陳要生は陳再新の生父の弟である。陳再新が6才の時に父が自殺した時に、叔父は子供を作れなかったので彼を養子として取り、李光新に改姓改名させた。現在結婚し、子供をもうけたが、養父である叔父が病死した。普段は彼と妻は都会で出稼ぎをしており、養母は彼の子供の世話をしている。しかし、最近彼は、妻子を連れて実家に戻ろうとしている。なぜなら、彼は昨年既に実家に家建て、李家湾から離れて復姓と帰宗の準備をしているからである。養母は既に年を取り、彼がその計画をいつ実行するかを心配しているという。



また、李家湾出身ではないが、李家湾の岳父を頼って煉瓦工場の近くに住んでいる楊發財という元養子がいる。彼は楊家湾という集落で1948年に次男として生れたが、家が非常に貧しかったので、翌1949年1才6か月になった頃に母の兄弟の養子になり、侯金水という新しい姓名に変えた。1963年に李家湾出身の妻を迎え、結婚し、2人の息子と一人の娘をもうけた。契約に従って、長男は侯姓を取ったが、次男は楊姓を取った。しかし、実家が貧しかったため貧農というよい階級に区分されたばかりではなく、兄が党支部書記という村の中の最高権力を与えられた。そこで彼は兄の権力を後ろ盾にして1977に妻子だけではなく、母の兄弟も一緒に連れて実家に帰り、同時に復姓した。また、改革開放以後、兄が権力を失ったこともあり、楊發財は金儲けのために1985年に実家から離れて李家湾の煉瓦工場に引っ越し、理髪店を経営するようになった。本人によると、金が儲かったので、感謝の気持ちを込めて去年の清明節には義理の父に墓碑を建てたそうである。彼は筆者を墓碑まで案内してくれた。注意すべき点は墓碑の本人及び長男の姓名はそれぞれ契約通りになっているが、身分証明書などを確認してみると、本人も長男も張姓に変更されていた。即ち、本人も子供も既に復姓と帰宗したにも関わらず、義理の父及び社会に対しては契約通りの形をとっているということである。このようなやり方は例外的ではない。例えば、「上門女婿」李兆沙（表3—⑪）も同様の方法で復姓している。

## 六 帰宗の文化的要因

以上の記述と分析から分かるように、解放後に起きた土地改革や高級合作社以後の土地公有制度及び文化大革命などの国家政策は異姓養子にとって有利であり、彼らの復姓と帰宗の契約違反行為を可能にさせたと考えられる。しかし、異姓養子の復姓と帰宗の現象が起きた原因は、全て解放後一連の国家政策によるものだけではない。第2節で述べたように、李姓の始祖李新星

のように、解放前にも上門女婿の復姓と帰宗の現象があった。

ところが、この歴史的な事実は族譜には記録されていない。張姓の族譜も、李家湾の李姓を含めた李姓全体の族譜も現在なくなったので、両者の異姓養子に関する記録を確認できなかった。しかし、調査期間にその族譜を保管した古老は「異姓者を養取する事はどの房にも解放前もよくあった。そのような数人の異姓者がいたことは、既に死亡しているが、まだ記憶にある」と筆者に語った。しかし、筆者が手に入れた李家関の二房の支譜から、異姓養子の記録は一つも見つけることはできなかった。古老達によると、族譜に異姓養子を記録する場合には、実子から区別するために義子という注を付け加えるべきだという規定があるが、後世の編集者は族譜を編集する度に、宗族の純粹さと名譽のためにそのような注を抹消していたという。結果として、改姓改名した異姓養子は村人の記憶と伝承に残るが、Meskill (1970 : 150) と Watson (1975 : 301) が指摘したように、族譜には普通は宗族内の養子が記録されるが、宗族以外から取った養子は記録されないことになる。族譜の記録は「美化」されることになるが、実際は、復姓と帰宗は時代を問わず、よく起きる文化現象であると言える。

異姓養子が復姓と帰宗を求める社会心理は、伝統的な家族・宗族制度と贅婚との関連と乖離から来たものだと考えられる。秦が指摘したように、「解放後中国農村各地では、伝統的な家族の中で多くの道德倫理が急速に変化したにもかかわらず、父系の宗族原理は依然として変化しておらず、子孫、特に男児の誕生を強く期待する願望は依然として根強く存在し続けている」(秦, 2001 : 63)。従って、村人にとって息子を作り、後継ぎを確保することは重要な人生課題であり、社会評価の基準でもある。

異姓養子を迎えることは岳父または養父にとって自分の父系血縁を存続させるためにやむを得ず選択した方法である。しかし、擬制的な親子関係は、日常生活における村人の実の親子関係を重視する行動規範と価値観と正面から衝突している。そのメカニズムは異姓養子と岳父または養父の間にも同時

に働いているということはいうまでもない。婿または養子らに対する改姓改名の要求は、岳父または養父にとって自分の父系血縁原理の強調であり、その目的を達成するための一種の安全措置であろう。そのために、異姓養子にその責任と義務を果たすように契約を結んだのである。従って、一度改姓した異姓養子は復姓し帰宗してはいけない。その契約違反行為は岳父及び彼らの宗族によって強く非難されるようになる。解放前なら、宗族全体でそういった違反に対して介入、阻止したかもしれないが、解放後はそのような拘束力が次第になくなりつつあるようである。例えば、上述した張東海の場合、伝統的な「祠約」の規定から見れば、彼の下の二人の子供が改姓したことは明らかに「祠約」に違反する行為である。その行為に対しても元族長張東信は他の張姓と同様に不満をもってはいるものの、特に明確には反対してはいない。この点について張東海は「それは子供達の意味であり、彼らの自由である」と説明している。ところが、張東信は「そのような違反行為は昔ならば許されないことであった。しかし、宗族組織と宗族意識が公的には否定、批判される現在の社会状況の中で、もし私がそれに強く反対するなら、きっと争いが起こり、結果として私は逆に村幹部に批判されるに違いない。だから、黙認するしかない」と説明した。この事例では明らかに、張東海は社会変化と国家政策を利用して自分の帰宗願望を果たそうとしているということができる。

他方、異姓養子の視点から見れば、改姓改名で結婚などの目的を果たしたが、岳父または養父の父系原理の価値観に従うことは、自己の父系原理の価値観を否定することを意味する。また、異姓養子は、岳父または養父とは実の血縁関係を持たないので父系血縁関係が常に強調されている文化と社会ではなかなか「信頼」されず、しばしば軽蔑されがちである。従って、異姓養子の契約違反行為は彼らの出身家族と宗族の立場からすれば、むしろ「理解できる」正当な選択であり、帰宗として評価すべき事だと考えられる。実際、李姓及び他の宗族の族譜を調べると、どの族譜にも帰宗は積極的に受け入れ、

それらの息子達も実の息子と同じ扱いをしなければならないという明確な規定がある。実際、復姓と帰宗行為は常に暖かく歓迎され、成功者として高く評価されている。例えば、李克華（表3—⑫番）は、岳父が死んだ2年後、即ち1993年に、妻子と岳母を連れて、李家湾に戻り、一度改姓した劉姓から復姓したばかりではなく、子供も劉姓から李姓に改姓させた。五男である彼は筆者のインタビューを受ける時には妻の前で自分の契約違反行為について多少罪悪感を示す反面、男としての名誉を回復した成功者のような気持ちを隠さなかった。特に長男の兄は筆者に「弟が相手の家の家具を含めて全ての財産を持ち帰ったよ」と弟を褒め称える気持ちで一杯であった。

同じ視点から「上門女婿」張飛が改姓を拒否したが、改名を受け入れたという最近の出来事を理解する事が出来る。村人の説明によると、解放前なら彼が改姓を拒否する事は考えられない。それを可能にさせた原因には近年の少子化が進んだ結果、上門女婿を取りにくくなってきたことと、解放後宗族制度があまり機能しなくなってきたという二つの社会的変化が考えられる。しかし、彼の視点から見れば、改姓を拒否する事は強い宗族意識の働きであると言える。

## 七 結 論

以上、調査地域の異姓養子の復姓と帰宗の実態を明らかにしてきた。岳父または養父の異姓養子に対する改姓改名の要求は、岳父側の父系血縁原理に従う行動であるが、異姓養子の社会地位及び婚後の復姓と帰宗志向も父系血縁原理の働きから生れた現象である。従って、異姓養子にとっては父系血縁原理に復帰する力とメカニズムが常に働いており、社会状況が彼らに有利に変われば、彼らはしばしば復姓や帰宗の契約違反行為をとる訳である。解放後の一連の国家政策は正に贅婿にとって有利になり、彼らの契約違反行為を可能にさせた。

従来の宗族研究はフリードマン (Freedman, 1958 ; 1966) の機能モデルをベースにしており、強大な宗族組織に注目が集まっていたので、宗族は解放後の土地改革や人民公社時代に弱体化されていたが、改革開放以後は徐々に復活しつつあるという見解が圧倒的に多い<sup>④</sup>。しかし、本研究が明らかにしたように、一部の弱小宗族及び弱小分派の宗族の機能と意識が強化された一面もあるので、従来の見解を再検討する必要がある。

本稿は家族及び宗族原理が異姓養子にとって重要ではあるが、必ずしも人々の行為を完全に規定していないことも明らかにした。人々は族内の過継子よりもむしろ族外の異姓養子を優先に取る傾向があり、異姓養子らは結婚や財産などの目的を達成するために出身家族及び宗族を捨て改姓改名している。また、中に様々な事情で復姓と帰宗していない者もいる。このような行為自体は、当事者が宗族の利益よりもむしろ状況に応じて個人の利益を最優先にして社会関係を選択操作しながら行動していると言えよう。

また、大陸 (Hsu.1945:98) と台湾 (末成, 1978 : 16) では一旦嫁いだ女性が実家に戻る事は否定的に見なされている。しかし、本稿で明らかのように、異姓養子の復姓と帰宗は制度的に保障されており、実際も社会的に高く評価されている。このような男女に関する文化的な規定の視点が漢人社会のジェンダー研究へどのような示唆を与えうるかは今後の課題である。

#### 注

- ① 調査は2002年3月から4月まで行なわれた。また、調査地の県とそれ以下の地名と人名は仮名である。
- ② 李姓と張姓の盛衰が風水と関係があると思われる。拙稿 (秦, 2000) を参照されたい。
- ③ 詳しくは拙稿 (秦, 1999) を参照されたい。
- ④ 例えば、潘 (2002)は福建省、韓 (Han, 2001)は安徽省、銭と謝 (銭・謝, 1995) は江西省、蕭 (2000) は四川省の農村地域の宗族の復興ぶりを報告している。

#### 参考文献

Cohen, Myron 1976 *House United, House Divided*. Columbia University, Press.

- Freedman, Maurice 1958 *Lineage Organization in Southeastern China*  
London: Athlone Press. 1966 *Chinese Lineage and Society: Fukien and Kwangtung* London: Athlone Press.
- Han, Min 2001 *Social Change and Continuity in a Village in Northern Anhui, China: A Response to Revolution and Reform*. National Museum of Ethnology. Osaka.
- Hsu, Francis L. K. 1945 Observation on Cross-cousin Marriage in China. *American Anthropologist*. 47(1): 83-103.  
1967 *Under the Ancestors' Shadow: Kinship, personality & Social Mobility in China*. Stanford University Press.
- Meskill, Joanna M. 1970 The Chinese genealogy as a research source. In *Family and Kinship in Chinese Society* (ed.) M. Freedman. Stanford: University Press.
- Watson, James 1975 "Agnates and outsiders: Adoption in a Chinese Lineage" *Man*, 10, 293-306.
- Wolf, Arthur P. & Huang, Chieh-Shan 1980 *Marriage and adoption in China, 1845-1945*, Stanford University Press.
- Wolf, Margery 1972 *Women and the Family in Rural Taiwan*. Stanford University Press.
- 蕭 紅燕 2000 『中国四川農村の家族と婚姻：長江上流域の文化人類学的研究』，慶友社。
- 秦 兆雄 1999 「中国湖北省農村の宗族と政治の変化」，『外大論叢』第50巻5号：37-64。  
2000 「宗族の盛衰と風水」，聶莉莉他編『大地は生きている』，てらいんく。49-53。  
2001 「中国湖北省農村家族の変化過程」，『外大論叢』第52巻7号：35-68頁。
- 末成道男 1978 「漢人の祖先祭祀（その二）—中部台湾の事例より」，『聖心論叢』，Vol.52. 5-56.
- 錢杭・謝維揚 1995 『伝統与転型：江西泰和農村宗族形態』，上海社会科学院出版社。
- 仁井田陞 1951 『中国の農村家族』，東京大学出版会。
- 林 惠海 1949 「中国農家の均等分産相続の研究—江蘇省蘇州地方を中心として—」東京大学社会学会編『戸田貞三博士還暦祝賀論文集 現代社会学の諸問題』，弘文堂。
- 潘 宏立 2002 『現代東南中国の漢族社会』，風響社。
- 福武 直 1946 『中国農村社会の構造』，大雅堂。
- 松園万亀雄 1973 「台湾漢族の姓と祖先祭祀」，『社』6巻2号，東京都立大学。